



2025 年5月 20 日

各 位

会社名	株式会社ノジマ
代表者名	取締役兼代表執行役社長 野島 廣司 (コード 7419 東証プライム)
問い合わせ先	取締役兼代表執行役専務 温盛 元 電話 050-3116-6500

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役及び執行役(以下「対象役員」といいます。)並びに当社子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「対象子会社役員」といい、「対象役員」と併せて「対象役員等」と総称します。)を対象とした譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入目的等

当社は、役員報酬制度の見直しに伴い、従来のストックオプション制度を変更し、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決定いたしました。

本制度は、対象役員等に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象役員に対して支給する報酬は、①当社の普通株式あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象子会社役員に対して支給する報酬は当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象役員等は当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき支給される報酬として、対象役員に対して、金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、対象役員の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものといたしますが、対象役員に対して支給する当社普通株式の額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引の終値)を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本制度に基づき支給される報酬として、対象役員等に対して、当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、対象役員等は、当社の報酬委員会又は当社子会社の取締役会の決議に基づき、本制度により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。この場合における1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象役員等に特に有利な金額としない範囲において、報酬委員会において決定します。

なお、各対象役員等への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行又は処分及びその現物出資財

産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象役員等との間において、①一定期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員等が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

3. その他

当社従業員及び子会社従業員に対して発行するストックオプション(新株予約権)については、職務執行の対価として公正発行により付与される新株予約権であり、有利な条件による発行には該当しないため、当社取締役会決議にて発行することとします。

以 上